

IV 災害発生時の避難所、在宅避難者を中心とした対応

1 二次健康被害の予防

(1) 災害時には市町が指定した避難所及び福祉避難所が開設される。また、災害の規模や種類によっては自主避難所の存在も想定される。ライフラインの断絶による環境衛生の悪化や避難所等での集団生活による慢性疾患の悪化、深部静脈血栓症、口腔衛生の悪化、栄養不足、生活不活発病、精神的ストレスなど、被災者が置かれた環境により引き起こされる二次的健康被害は多岐にわたる。

このため、市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は数多くの避難所についてアセスメントを行いながら、季節や気候の影響も考慮して予想される健康被害のリスクに対して先手の保健・医療対策を講じる必要がある。



「図1 災害時保健医療活動タイムライン」はP. 4～5参照

(2) 災害時には、避難所に避難した人々だけでなく、被災した家屋やライフラインが途絶した中、自宅軒下等で避難生活を送っている人や車中泊をしている避難者もいる。これらの中には、障害を抱えている、乳幼児がいる、ペットがいる等の理由により避難所外での避難生活を余儀なくされているケースも少なくない。在宅避難者や車中泊の人々は実態把握が難しく支援が遅れる場合がある。

このため、市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は場合によっては、避難所や居宅等を訪問して状況把握や健康相談などを実施する。

(3) 市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は、医療が必要な（又は診療が中断されている）被災者に対しては、受診を促す。

2 保健活動チームの派遣調整

(1) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は被災者に対する健康状態の悪化予防を図るために保健活動チーム（保健師・栄養士・歯科衛生士）の派遣調整が必要な場合は、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所から県健康増進課に派遣を要請する。

(2) 保健活動チームが派遣された場合、宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は阪神北災害時保健医療対策会議の指揮調整に基づき、配置調整、保健活動チームへの情報提供・活動内容等の情報収集等を行う。

3 医療従事者の派遣調整

- (1) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は避難所での巡回診療等の医療救護の実施について、医療従事者（医師、歯科医師、看護師等）の確保が困難である場合、または困難となる可能性がある場合には、県医務課に派遣を要請する。
- (2) 医療従事者（JMATや日赤救護班等）が派遣された場合、宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は阪神北災害時保健医療対策会議の指揮調整に基づき、配置調整、医療従事者への情報提供・活動内容等の情報収集等を行う。

4 透析患者への医療対策

- (1) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は災害時透析医療リエゾン等と連携し、透析実施施設の状況等を迅速に把握する。
- (2) 医療機関は人工透析患者等への医薬品・医療機材を適切に確保する。

【日本透析医会を中心とした情報収集及び連絡※】

※人工透析患者の受療状況、透析医療の稼働状況、水・医薬品の確保状況

- 日本透析医会は災害時情報ネットワークを立ち上げ、まず情報収集を図る。兵庫県内の関係団体では、実働部隊として臨床工学技士を中心とした透析医療リエゾン※が情報収集を行う。

※ 透析医療リエゾンは保健所管轄ごとに1名以上が任命されている。

- 災害時ネットワーク等で得られた情報をもとに兵庫県透析医会が定めた災害時透析拠点施設を中心に、透析患者の受け入れ対応を実施する。透析リエゾンは、多くの患者受入れにあたり、水・医薬品の確保を具体的に対応するための情報収集を行う。
- 被災地域で透析が困難な場合、日本透析医会により支援透析（患者搬送先・搬送手段の確保）を実施する。
- 被災地域で透析可能な施設の透析スタッフの業務支援のためにJHAT（日本災害時透析医療協働支援チーム）を派遣する。

（「災害時透析医療リエゾンの役割」（兵庫県臨床工学技士会災害対策委員会作成資料）より抜粋）

- (3) また、宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は人工透析患者等に対する治療が滞ることがないように、医薬品等の確保支援や対応可能な医療機関の情報の提供等に努める。

5 感染症の防止対策

- (1) 市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は管内で感染症の発生の恐れがある場合は、速やかに防疫用資材を提供し、住民等の協力のもと防疫活動を計画的・継続的に実施する。
被災地内で感染症患者が発生した場合は、速やかに疫学調査等を実施し、患者の収容や汚染範囲の消毒等に努める。
感染症の発生動向調査を実施することにより、感染症の流行状況を把握し、拡大防止に努める。

6 難病患者等への医療対策

- (1) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は管内の人工呼吸器等を装着する難病患者等の被災状況、停電の影響等の確認、対応等に努める。
- (2) 医療機関は難病患者等への医薬品を適切に確保する。
- (3) また、宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は難病患者等に対する治療が滞ることがないように、医薬品等の確保支援や対応可能な医療機関の情報の提供等に努める。
- (4) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は医療が必要な（又は診療が中断されている）難病患者に対しては受診を促す。

7 精神障害者への医療対策

- (1) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は精神障害者の所在の確認等に努め、継続的医療の確保に努める。
- (2) 宝塚地域保健医療情報センター、伊丹健康福祉事務所及び市町は県障害福祉課、県精神保健福祉センター及びこころのケアセンターと連携して、避難所等で精神障害者及びその家族への巡回相談を行うとともに、精神疾患の急発・急変等に備える。

8 被災者のこころのケア対策

- (1) 市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応するため、県障害福祉課、県精神保健福祉センター及びこころのケアセンターと連携してこころのケア体制を整える。
- (2) 市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は医療が必要な被災者に対しては受診を促す。

9 歯科保健・医療対策

- (1) 市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は、県健康増進課、歯科医師会等関係団体と連携を図り、歯科衛生士等による巡回歯科保健指導を行い、被災者の口腔機能の維持・向上に努める。
- (2) 市町、宝塚地域保健医療情報センター及び伊丹健康福祉事務所は、県健康増進課と連携し、歯科治療が必要な（又は治療が中断されている）被災者に対しては受診を促す。